国民健康保険

高齢受給者証・限度額適用認定証の更新時期です

国民健康保険高齢受給者証 8月1日(金)から変わります

高齢受給者証は、70歳から74歳の方に交付されます。病院などの窓口で支払う一部負担金の割合が記載され、保険証とあわせて使用する証です。

現在お持ちの高齢受給者証の<u>有効期限は7月31日(木)です。</u>新しい受給者証は、7月末日までに自宅へ郵送します。(更新の手続きは必要ありません。)8月1日(金)以降に病院を受診する場合は、新しい受給者証を提示してください。 ※新しい受給者証は白色です。

◆古い受給者証は返却してください

古い受給者証は、9月30日(火)までに郵送か、通知文に記載されている施設の回収箱または直接市民窓口グループへ返却してください。

高額療養費の限度額適用認定証 有効期限は7月31日(木)です

70歳未満の方が通院・入院し、窓口での支払い額が高額になる場合は、限度額適用認定証を提示することにより、世帯ごとに定められた限度額までの支払いとなります。

現在、限度額適用認定証の交付を受けている 方の<u>有効期限は7月31日(木)です。</u>

8月以降も必要な場合は、市民窓口グループで更新の手続きをしてください。

持ち物 被保険者証、印鑑、交付済みの限度額 認定証(更新の方のみ)

※国民健康保険税の滞納がある世帯には、交付できません。

※交付には、平成25年中の所得の申告が必要です。

後期高齢者医療

後期高齢者医療の保険証を更新します 有効期限は7月31日(木)です

- ◇現在皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日(木)です。8月1日(金)から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。
- ※簡易書留郵便では、受け取るときに押印または署名が必要となります。配達時に不在の場合は、 郵便受けに『郵便物等お預かりのお知らせ』の案内が入りますので、案内に表示してある問合せ電 話番号で再配達の依頼をしていただくか、直接受け取りに行っていただくことになります。
- ◇保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。 8月1日(金)以降に医療機関などで受診するとき は、かならず新しい保険証を提示してください。
- ◇有効期限が経過した保険証は、市民窓口グループ に返却、または、個人情報が読み取れないよう裁 断して破棄してください。

